

## 物品調達の入札における同等品の取扱いについて

令和6年7月5日

北茨城市民病院事務部総務課

仕様書に「同等品」による入札も可能とした旨の記載がある場合は、例示品（適合参考物品）として記載された物品のほか、必要要件を満たす物品（以下、「同等品」という。）であれば、入札に参加することができます。

同等品による入札を希望する場合の取扱いについては、入札の適正化及び品質確保のため、次の手続きにより事前に同等品の確認を受けるものとします。

### 1 同等品の定義

仕様書に記載された必要要件を全て満たすものとします。

### 2 同等品の確認方法

- （1） 同等品による入札を希望する者は、入札公告に示す提出期限までに、同等品確認申請書兼確認通知書に同等品であることを証明する書類（カタログ、定価証明書等）を添付し、規格等の各項目についてその性能・機能、仕様書との相違点等を十分明らかにしたうえで、入札担当課に持参又は郵送で提出してください。

なお、同等品確認申請書兼確認通知書の様式は北茨城市民病院ホームページの入札情報 (<https://kitaibaraki.info/>) からダウンロードできます。

- （2） 同等品の確認に係る回答方法

上記2（1）で提出された書類を確認したうえで、同等品の承認可否についてFAXで回答し、随時ホームページ上で公表します。なお、申請者は公表しません。

- （3） 既に他の入札希望者が同等品確認の期限までに承認を得ている同等品により入札する場合は、自らの同等品の確認手続きを省略して入札することができます。

### 3 留意事項

- （1） 同等品の確認を得ていない物品で、入札することはできません。落札後に確認を得ていないことが判明した場合は、仕様書に記載された例示品又はすでに同等品として確認が得られている物品を納入していただきます。
- （2） 落札決定後から契約締結前の間において上記4（1）による納入が出来ない旨の申し出があった場合には入札を無効として落札決定を取り消し、指名停止措置を科すことがあります。なお、この場合、予定価格の範囲内で入札した他の者を落札者とすることがあります。
- （3） 契約締結後において上記4（1）による納入が出来ない旨の申し出があった場合には契約を解除し、違約金の徴収や指名停止の措置を科すことがあります。

### 4 適用範囲及び適用日

- （1） 当該取扱いは、物品調達の入札において、特定の物品を調達する場合及び仕様書に仕様概要のみを定めている場合には適用されません。
- （2） 当該取扱いは、令和6年7月5日以降に入札公告する物品調達の入札から適用します。